

三重県交通安全計画

第8次

(平成18年度～平成22年度)

三重県交通安全対策会議

まえがき

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和 45 年 6 月、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）が制定された。これに基づき、昭和 46 年度以降、7 次にわたる交通安全計画を作成し、国、地方公共団体、関係民間団体等が一体となって各般にわたる交通安全対策を強力に実施してきた。

近年の状況を見ると、道路交通事故件数はほぼ一貫して増加しており、道路交通事故による死者数も微減傾向であるが、200 人弱で推移している。また、大量・高速輸送システムの進展のなかで、一たび交通事故が発生した場合には重大な事故となるおそれが常にある。

交通事故の防止は、国、地方公共団体、関係民間団体だけでなく、県民一人一人が全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していかなければならない。

この交通安全計画は、このような観点から、交通安全対策基本法第 25 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間に講ずべき陸上交通の安全に関する施策の大綱を定めたものである。

この交通安全計画に基づき、県・市町においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施するものとする。

目 次

計画の基本理念	1
陸上交通の安全	4
第1章 道路交通の安全	4
第1節 道路交通事故のない社会を目指して	5
第2節 道路交通安全についての目標	9
Ⅰ 道路交通事故の現状と今後の見通し	9
1 道路交通事故の現状	9
2 道路交通を取り巻く状況の展望	10
3 道路交通事故の見通し	11
Ⅱ 交通安全計画における目標	11
第3節 道路交通の安全についての対策	12
Ⅰ 今後の道路交通安全対策を考える視点	12
1 少子高齢社会への対応	13
2 歩行者の安全確保	13
3 県民自らの意識改革	14
4 ITの活用	14
Ⅱ 講じようとする施策	15
1 道路交通環境の整備	15
2 交通安全思想の普及徹底	36
3 安全運転の確保	47
4 車両の安全性の確保	54
5 道路交通秩序の維持	57
6 救助・救急活動の充実	61
7 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進	65
8 研究開発及び調査研究の充実	68
第2章 鉄道交通の安全	70
第1節 鉄道事故のない社会を目指して	71
Ⅰ 鉄道事故の状況等	71

1	鉄道事故の状況	71
2	近年の運転事故の特徴	71
II	交通安全計画における目標	72
第2節	鉄道交通の安全についての対策	72
I	今後の鉄道交通安全対策を考える視点	72
II	講じようとする施策	72
1	鉄道交通環境の整備	72
2	鉄道の安全な運行の確保	74
3	救助・救急活動の充実	76
4	被害者支援の推進	76
第3章	踏切道における交通の安全	77
第1節	踏切事故のない社会を目指して	78
I	踏切事故の状況等	78
1	踏切事故の状況	78
2	近年の踏切事故の特徴	78
II	交通安全計画における目標	79
第2節	踏切道における交通の安全についての対策	79
I	今後の踏切道における交通安全対策を考える視点	79
II	講じようとする施策	79
1	踏切道の立体交差化、構造の改良 及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	79
2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	80
3	踏切道の統廃合の促進	80
4	その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	81